

火葬場の整備等に対する支援に関する指定都市市長会要請

高齢化の進展に伴い、全国的に火葬需要が増加しており、今後、本格的な多死社会の到来により、更なる需要の増加が見込まれている。特に、都市部を中心とした多くの地方自治体では、急激な需要増加により、火葬供給能力を超えることが懸念されるとともに、火葬場の老朽化も深刻であることから、火葬場の新增設、建て替え、改修、炉等の設備の更新など、火葬場の整備等が喫緊の課題となっている。

また、火葬場は耐久性や専門性の高い設備等が求められることに加え、近年の建設費用の高騰等により、整備等には多額の費用を要するが、一般廃棄物処理施設（焼却施設）や終末処理場などの他の公衆衛生施設の整備と異なり、国による財政支援制度がないため、地方自治体の大きな負担となっている。

しかしながら、国は、火葬場の整備に対する地方自治体への財政支援について、法令上規定されていないことや火葬場が全国的に不足している認識はないことなどを理由に、否定的な見解を示している。一方で、国は、原則として、地方自治体が火葬場の経営主体となることや、公衆衛生の確保に加え、永続性や非営利性を確保すること等を求めており、実態としても、多くの火葬場が公設公営であるなど、法令上の規定はないものの、事実上、地方自治体が整備や運営をせざるを得ない状況となっている。

都市部を中心に急激な火葬需要の増加が見込まれる中、火葬場は他の公衆衛生施設と同様に、市民生活及び公衆衛生の確保のために必要不可欠な施設であることから、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

地方自治体による火葬場の整備等について、補助制度を創設するなど必要な財政措置を早急に講ずること。

また、火葬場の整備等に係る国と地方自治体の役割分担や、地方自治体が担うべき事務・権限に見合った財政支援に関しては、本来法令により明文化すべきものであることから、関係法令の整備に関しても併せて進めること。

なお、財政措置及び関係法令の整備に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な整備・運営形態を認めること。

令和7年12月23日
指定都市市長会